

高等学校等就学支援金制度

重要なお知らせ

(必ず、保護者の方に
渡してください)

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の申請、収入状況の届出

【受給資格の申請（新入生の方）】

- 利用のためには、**申請が必要**です。入学時の4月など必要な時期に学校から案内があるので、必ず手続きを行ってください。
申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

【収入状況の届出（在校生の方）】

- 毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、**収入状況の届出が必要**です。届出手続のない場合、7月以降分が支給されませんのでご注意ください。
※過去にマイナンバーを提出した場合など、手続きが一部不要になる場合があります。詳細は学校からの案内に従ってください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

3. 支給額

(1) 公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）
（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

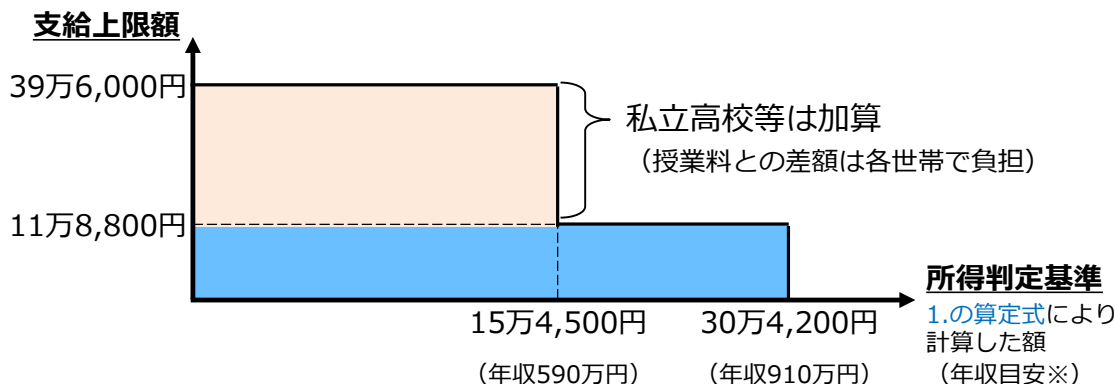
(2) 私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります（右図参照）。

※所得の判定基準は、**1.の算定式**により計算した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。

全日制高校の場合の支給額



具体的な手続などは裏面をご覧ください →

